

第7回和歌山県河川整備計画に係る委員会 議事録
(加茂川水系河川整備計画)

日 時：平成21年3月2日

場 所：アバローム紀の国 孔雀の間

開会

- ・ 挨拶
- ・ 出席者紹介
- ・ 資料確認

議長

それでは、加茂川河川整備計画（原案）についてということでお諮りいたしたいと思えます。

まず、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局

加茂川水系河川整備計画の原案につきましては前回の委員会でもご審議をいただいております。現地視察も終了してございます。それを受けまして、今、スライドで見ていただいておりますけれども、先般、県のほうで、事務局のほうでパブリックコメントをさせていただきます。

パブリックコメントは広く呼びかけて一般の方のご意見を伺うというもの、そういう趣旨でございますけれども、実施期間は去る1月26日から2月20日、26日間、意見を受け付けました。この26日間については土日ですとか休日を除いて20日間確保するという考え方で、これまでの整備計画に係るパブリックコメントと同様に実施してございます。

資料の閲覧場所ですけれども、もちろんインターネットでも資料は載せてございますけれども、県庁の情報公開コーナーですとか河川課に来ていただく、もしくは海草振興局、海南市役所下津行政局、こういったところを訪ねていただければ、生の資料を見ていただくことができますということで実施をいたしました。

また、こういったパブリックコメントを実施するということについては、広報として県民チャンネルを活用したり、また広報「かいなん」、海南市報ですけれども、こういったものに載せていただきました。

結果でございますけれども、4件、4人の方からご意見が寄せられております。

ご意見の内容につきましては資料-2にまとめておりました、この様式ですけれども、資料-2を見ていただきますと、まず4ページ、整理表を載せております。それで、そこから後ろの部分が、寄せられたご意見を直接コピーして、資料の中に加えました。ここか

ら後ろの部分についてはカラー写真などもございますけれども、住民の方からすべてお寄せいただいたものがこちらのほうにとじられております。その4人の方からの意見がございまして、カテゴリーごとに少しまとめたり、順番を入れかえたりしまして、この表を整理しております。

それでは、意見について一つ一つ対応の考え方をご説明させていただきたいと思います。

まず、第1点目の意見でございますけれども、加茂川河川整備計画は下流に偏りがあるように思われますので、ほかの地域にも目を向けた計画を行ってほしいというふうなご意見をいただきました。

今回の加茂川につきましては、上下流のバランスを見てまいりますと、下流からまず改修を進めていかないと、上流を先に着手するわけにもいかないという点が1つと、それから流域全体をすべて改修するという点であると、かなり事業期間が長くなってしまおうというこうした観点から、まず重点的に浸水被害が集中しているような下流域を中心にして、今回、整備計画にまとめております。そうしたわけでございますので、上下流バランスや浸水被害の状況などを考慮して進めていく必要がある、浸水被害の多い区間を選定して事業を実施することとしました、こういう考え方にしております。というわけで、このご要望に対しては、整備計画の計画本文を変更ということではなくて、現状の計画本文のまま進めさせていただきたいと考えております。

次の意見です。道路等の工事による土砂の河川への流出を防止するとともに、農業支援及び農家との協力により山の荒廃を防ぐ。必要に応じて適切な樹種の植林を行う。こうした流域保全、流域全体を保全する治山事業的な内容ですとか、そういったものがこのご意見の中に入っております。また、下流のほうでは浸水被害を防ぐ根本的な対策でもあるので、河口の掘削工事よりも、こうした上流対策を優先すべきだと、こうしたご意見でした。

県では上流でこういった取り組みがあるかと申しますと、企業の森、これは企業からの支援——支援というか、資金提供を受けて、山林の保全事業が進められている、そういう制度がございまして、そういった取り組みは県の中では実施をしております。しかしながら、今回、河川整備計画に記載した下流の堤防整備ですとか、それから水門といった、こういった対策に比べて、上流のこうした保全策も流域としてはよい方向に進むというのは考えられますけれども、治水対策としてはやはり下流で、今回、整備計画にまとめたような築堤、水門、こうしたものを整備するほうが早期に改修の効果があらわれるものという

ふうに考えておりました、このご要望についても本文の変更は考えていない、こういう現在提案させていただいている計画の内容で進めさせていただきたいというふうに考えている次第です。

これは企業の森事業といって、実施されているもので、今、40企業が参加しているということなんですけれども、ちょっと細かくて見えませんが、ここに書いてある、ユニチカとかいくつか、イオンの森ですとか企業が森林の整備に、植林ですとかそういったことに助成をするといった事業として進められております。

3番目のご意見ですけれども、これは、次に地図も見ていただきますが、少し上流の方から、対岸の堤防が40cmほど高く、歩道までついている。川がカーブし、外側に当たるので、自分の側、対岸だけでなく、この方がお住まいの側の堤防も上げてほしいというご意見をいただきました。

現場を調べたところ、確かに局所的に対岸が高くなっているような状況は見られました。道路整備の関連かと思えますけれども、対岸が高くなっているところがございますが、上下流で、一連区間で見ますと、この場所が低いというような状況ではなくて、対岸側が局所的に高くなっているような地形になっております。

というわけでございます、次を見ていただきたいと思うんですが、場所はこの区間になりまして、今回、整備を予定しているのはこの下流、ここから下流の区間になりますけれども、この部分ですね。この部分が少し、道路の対岸のほうが高くなっているというようなご意見でした。

この付近の一連区間の洪水の安全性を見ると、一連区間で見れば、ここが特に危険になっているという状況ではございませんので、今回の整備計画の中には、ここの改修は取り込むことはせずに、まず下流の改修が終わりましたら、その次の段階として上流に進めていくことになろうかと思えますので、そのときに、より改善するような案についても検討していくと、そういう考え方で今回の整備計画をセットしたいというふうに考えております。

これも同じ方からのご意見だったんですけれども、青木橋から青枝橋付近のコンクリート擁壁は同川のほかの擁壁に比べて低くつくられているように思う。下流の青木橋寄りの下縁よりも擁壁の上縁を低く抑えるためであり、住宅の崩壊を犠牲にしても青木橋を残して交通手段を確保するためと以前聞いたというご意見でした。青木橋から青枝橋地点の左岸のコンクリート擁壁を1mかさ上げしてほしいというご意見です。

全く同じ場所なんですけれども、今、青木橋と青枝橋と、2つ名前が出てきましたが、この区間のお話です。

まず、ご意見の中で、家屋を犠牲にしても橋梁を守るという説明を受けたというふうに主張されていたわけなんですけど、少なくとも、そういった考え方で事業を進めてきたということではなくて、そういう説明をした者がいるのかどうか確認をしたんですが、ちょっとこれは不明です。申し上げなければいけないのは、その説明のほうの間違っているということをお伝えしなければいけないと思っております。ご本人にも一応連絡を入れて、だったら、だれからそういう説明を受けたのか聞いてみたんですけども、ご本人ももう覚えていらっしやらないということでしたので、今回、正確なご説明をしていきたいと思っております。

写真ですけども、これが青木橋。

青木橋がこの下流側の橋です。青枝橋がそれより上流の橋です。

これが青木橋でして、これは青枝橋、上手から下を眺めたところですけども、護岸自体は通常のやり方になっていて、特に橋を守るために川のほうが手薄になっているといったような事実はございませんので、しっかり説明していきたいと思えます。

次のご意見です。地下水の確保、極端な土砂堆積の防止、川魚などの自然環境の確保のために、川に堰を設置することを要望するというふうにご意見をいただきました。

そこで考え方ですが、堰については上下流方向の魚の遡上効果を阻害するという点がございまして、できる限り堰を設置する際には魚道を設置するとか、そういうことを考えなければいけないと思っております。そうした観点から、川魚などの自然の環境確保のためということであれば、むしろ堰を設置しないほうがいいのではないかとというふうに考えておまして、それからあと地下水の確保、土砂堆積の防止という観点から堰を設置することについても、まず後ろからまいりますけど、土砂堆積については、堰が設置されれば、そこに堆積が、堰より上流、一連区間について堆積が進みますので、よい方向にはならない。むしろ、そのたまった土砂を継続的に撤去しなければいけないので、維持管理の予算がまた別途必要になってきますので、これを設置して長期にわたって維持管理していくのは非常にしんどい事業だというふうに考えております。それから、地下水の確保については、特に今、海南市さんからは水の確保が必要といったご要望もなくて、それで地下水の確保のために川をせき上げてという事業を県では実施しておりませんので、これについても今回の河川整備の中で対応していくのは困難というふうに考えております。

次のご意見ですけれども、整備計画対象区間の工事について、堰への魚道設置による上下流の連続性の確保のほか、瀬とふち、ヨシ群落、干潟の保全に努めていただきたい。それから、河床掘削に当たっては、掘削前の河床底質を戻すことが重要。一度掘ったものをもう一度底に戻してやるのが重要ということですね。そのため、場合によっては、底の土を一時保管、保存しておいて、掘削後にもう一回戻していただきたいというご意見でした。

後半の工事のときに撤去した土をもう一回戻すというのは、このとおり進めてまいりたいと思います。

それから、上の部分について、上下流の連続性の確保のため、魚道の設置ですね。これについて、魚道の設置については、先ほども申し上げたように、魚道をできる限り設置して連続性を確保するという考え方は持っております。一方で、堰の所有者、農業用に利用されている堰という観点もあるので、所有者の方と調整する、その調整手続ですとか、また、その改善に当たって、どういった予算を確保するかといったことも検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。少し複雑な説明かと思いますが、コンセプトとしては了解ではあるけれども、実際に進めようとする、一気に進めることは難しいので、そこで計画的にというか、例えば利水者の側で堰を手直しするような予定があったら、その際にあわせてやっていただくとか、また、そこが改善されたことによって、どれだけの魚が遡上するのかどうかとか、こういった効果ですとか、そういったことも考えながら、対応してまいりたいと思います。

それから、ヨシの群落等保全については、もう既に計画の中にも書かれておりますとおり、自然に配慮しながら施工を進めていきたいというところでございます。

それから、同じように、既に河床がコンクリートとなっている区間については、これを取り除いた後、自然状態に戻していく努力をお願いしたいというご意見をいただきました。

過去に施工済み、整備済みの部分で、川底までコンクリートになっている箇所はございました。今回の整備計画の区間内、下流の区間にはそういったところはないので、今回、そこを改修しに行くことは難しいわけなんですけれども、そういった川底までコンクリートになっている区間については、その川底を自然に戻すことが川底の侵食だとか、そういった点で問題ないのかですとか、コストなども見ながら検討していきたいと思います。

ただ、すぐに実施するかどうかについては、基本的には、この整備計画の中では実施できないと思っております。基本的にと申し上げたのは、例えば災害などが起きて、復旧す

る、そういった機会があったら、その機会を逃さずに自然の復元を図れるように考えていきたいということで、これは本文のほうを修正いたしまして、追記をいたしまして、本文の16ページの部分に河川の維持管理について記載している部分があるわけなんです、そこに、一番最後に「また、維持補修工事にあっても、環境保全等に配慮する」、この一文を加えまして、災害復旧ですとか維持管理のときに可能な近自然型というか、環境配慮型の施工をしていきたいというふうに考えてございます。

次は7番目の意見ですが、以前は定期的に川の草を取り除き、土をさらっていたが、ここ10年から20年ぐらいの間は行ってない。また、大雨が降ると、心配であるので、樹木の伐採、土砂のしゅんせつを早急に行ってほしい。それから、川幅がほかに比べて狭い。増水時の流速が速くて、その上、長年の土砂の堆積で川底が高くなっています。近年の集中豪雨時、コンクリート擁壁の護岸の頂部ぎりぎりまで増水し、心配したことがたびたびあるといったご意見でした。計画的に上下流平均に掘削してほしいというご意見をいただきました。

今回、下流区間の整備を行うときに、この区間については川の拡幅もいたしますし、川底の高さについても必要な川底の高さを確保したいと思っております。そこから上流の区間については、局所的に土砂がたまっている場所ですとか、それから、樹木が生えてきて、流れる水を阻害するような場所について、これは維持管理の中で実施をしていきたいというふうに考えております。

これが堆積している写真です。こうした状況について、県内、県の中の全体で見ますと、かなりの箇所で地元の方から、土砂がたまっていて、早急にしゅんせつしてほしいというご要望をいろんなところからいただいている状況もございまして、そこを優先順位というか、たまりぐあいの状況を見ながら、著しくたまっているところを優先しながら順番に対応させていただいているところでございます。樹木の伐採につきましても同様にやっておりまして、これも直接、現場でお話を伺いながら、必要の高いものについては早急に伐採するといった対応で進めております。

それ以外の場所はどうなっているかと申し上げますと、今、先ほど数を調べたんですが、県内に350団体ほどの河川愛護会が活動していただいております。今申し上げたような土砂が著しくたまっているところ、樹木が生えていて、これも今にも危険という非常に危険性の高いところ、こういったところについては河川管理者の責任で早急に優先順位をつけて対応しておりますけれども、河川管理者に優先順位がそこまで高くなくて要望いただい

ているようなところについては、この河川愛護会の中で除草ですとか、そういったご協力をいただいているところもございます。

これは先ほど申し上げた頂部の土砂がかなりたまっているといったところですが、これも、ここまで掘削した跡ですが、これが大体1.5mぐらいでしょうか。こうした必要の高いところは順次掘削していているという状況がございます。

これを見ると、護岸は、ここから上、護岸がございますが、ここまで土砂で埋まっておりますので、ここは早急に、これだけ掘れば、それだけ断面が確保できていて、もともと、この深さを想定した川づくり、河川の計画になっておりましたので、こういったしゅんせつ工事をやっている。これは維持管理の一環として実施をしております。

8番目のご意見です。住宅側面の堤防が草地になっている部分の草刈りは公でやってくれないので、やむを得ず、その家の人がやっているのが現状で、空き地の側面は放置されたまま、河川堤防草地部分の管理責任を明確にさせていただき、必要あれば、指導、助言されるようお願いしたい。河川管理組合があるということですが、構成メンバーもわからず、機能しているのかどうかわかりませんので、管理組合の活動の推進をあわせてお願いします。

ここで管理組合というふうにご意見をいただいているんですけれども、恐らく河川愛護会活動のことを指しているのかなと思われま。河川愛護会の現場の実態は、各地域の自治会の皆さんにお願いしておりますので、ここに入ってくるのは、地域の自治会で実施している河川愛護会活動というふうに考えていただければというふうに思います。活動については推進しようということで、県も啓発ですとかお知らせをしているところです。その結果が、先ほど申し上げた県内で350団体が活動していただいているという状況になってきております。

それから、除草についてなんですけれども、除草について、ちょっとまた繰り返になりますけれども、これも草丈が非常に高く、例えば流れる水の阻害になっている、そういったケースについてはやはり除草工事を実施しております。これも維持管理の一環として実施しておりますけれども、なかなかすべての草刈りを実施するのが、これは予算的な観点もあって難しいので、こうした地域の方にご協力いただきながら進めているという状況でございます。

ご意見をいただいた箇所がこの箇所なのでございまして、この付近の除草のことを言われているそうです。この部分ですね。この部分に草が生えるのでというご要望でした。

意見の9は、水質関連、水質と農業のかかわりについて、加茂川河川水、それから加茂川流域地下水ともに硝酸濃度が高い、こういう結果がございます。これは、急斜面の果樹園への窒素肥料投入によるところが大きいのではないかと思われる。河川水や地下水の水質改善のためには、農業方法の改善、こうした農薬や化学肥料に頼らない農業の推進にも力を注いでいただきたい、こういうご意見をいただきました。

それから、続けて、家庭雑排水はそのまま垂れ流しであることが多い。合併浄化槽の普及を推進していただきたい。それから、雑排水や浄化槽排水を河川に流す水路自体に浄化機能を持たせることを提案したい。

環境問題は行政のみに実施や維持を押しつけるものではない。環境保全は地域住民の理解と協力があって初めて実現できるものである。十分な話し合いを持ちながら、それぞれの地域に即した環境保全のあり方を模索し、行政と地域住民が互いに協力しながら実現していくことが極めて重要と考える、こういったご意見をいただきました。

3番目のこの理念については、全くおっしゃるとおりだと思います。

それから、1番目と2番目については、まず合併浄化槽については県でも補助制度がございます。既設のものについて浄化槽を改善するときに補助をするような仕組みがございます。それから、農業の手法の改善については、ここは河川整備計画の中に書きこむには少しテーマが広過ぎる面だと思いますので、この部分については具体に対応する内容が書き込めないといった状況でございますけれども、この両方については、やはり水質改善にはいろいろな機関がかかわってきますので、こうしたところと協議を続けて、少しでもこういった浄化槽の整備率が高まるようにといったことを考えながら進めていかざるを得ないというふうに考えております。

これは水質調査の結果がございまして、この3カ所で、硯橋と、それから波床橋ですかね、それから大崎橋、この3点で水質をはかった結果がこのようになっております。

窒素が高目に出ているというこういった観測結果ですとか、これは水質の指標ですけれども、河川では1ℓ当たり1mg以下というのが良好な水質の指標となっております。湖沼でもこういった形で指標が設定されています。

大体、こうしたサイトの2番、それからサイトの3番、サイトの1番でも、秋ですとか冬の調査を見ると、先ほどの1mgという指標を超えているということがデータにもあらわれております。

こちらも同様の指標で、こちら側は人の健康に飲み水としてどうかという指標ですけれ

ども、1ℓ 当たり10mg以下ということで設定をされております。

いずれにいたしましても、この加茂川流域で硝酸性窒素の数値が少し高目に出ているということがわかりいただけようかと思えます。

これは環境保全型農業支援制度というのが県で実施している事業でございます、エコファーマーですとか有機農産物を推進するといった、こういう枠組みもございますので、ただ、この中で具体的に硝酸性窒素のみを対象として議論がなされているという話は聞いていないんですけれども、基本的に有機栽培、それから農薬の減量化ですとか、そういったことを目指しながら農業を進めていくというような事業でございます。こういった支援制度も活用して、県としては推進を図っているという状況でございます。

以上が前回のパブリックコメントの際に出てきたご意見と、それから、それに対する県の対応、考え方でございます。

以上、事務局からご説明させていただきました。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。いろんな面からの意見が出ておりますが、これにつきまして、ただいまのそれで、それに対する県としての対応を説明いただきましたが、何かご意見なりご発言はございますでしょうか。

それで、最終的には整備計画（原案）、資料－4になるわけですね。

事務局

はい、そうです。

議長

前回説明していただいたものに、今のパブリックコメントのものを加味して、この資料－4ができ上がっているということになっているわけですね。

事務局

はい。

議長

それで、先ほど説明の中で赤字で書かれたところが、この資料－4の中で前回と比べて変更になっている部分という、修正された部分ということですか。

事務局

はい、修正した部分です。

議長

そしたら、資料－３はどういうことになるんでしょうか。これは対比用ですか。

事務局

はい、対比用です。

議長

わかりました。そういうような仕組みになっておりますが、いかがでしょうか。

事務局

すみません。若干補足です。資料－３につきましては、パブリックコメント以外の、前回の委員会でいただいたご意見も反映させて修正したものになっておりまして、赤字・下線で記載されている部分については、前回の委員会以降、パブリックコメントもあわせての修正ということでよろしく申し上げます。

議長

関係の自治体の意見はどうなんでしょうか。それも入っているんでしょうか。

事務局

自治体とは、県として、事務局のほうで既に協議した上で……。

議長

協議されている。

事務局

はい、実施しております。

議長

わかりました。いかかでしょうか。

私、今の説明を聞いていて、やはり地域の方々の協力がなくては河川をうまく管理することはできないなど。全部、何もかも県にやってくれということでは、その県、予算も限られていますし、人員も限られているし、やはり一般のその地域に住んでおられる方々のコミットメントというんですか。あれは、どういうんですか。インボルブメントというんですか、住民参加というんですか、そういうことが非常に、そうしないと、なかなか川はうまく維持管理できない——維持管理というんですか、自分らの生活にかかわる川になっていけないなどという気がしております。そういうことで、こういうぐあいにはいろんな意見を寄せられたことは、そのスタートが切れているのかなというふうに私は思っております。

概論的にはそういうことなんかもかもしれませんが、個別的に何かご意見ありましたら——

個別、何でも結構ですが、お願いしたいと思いますが、若干、向こう側、対岸のほうが高いとか低いとか、そういう問題もありますし、それから今の橋の問題、青木橋と青枝橋、その2つの、何か青木橋のほうが、けたの下が低くなっている、高くなっている、どちらやったかな。地域の方によく説明したら、理解、納得してもらえるのかなという気はしますけども。

事務局

上流から下流側を見ている写真ですけれども、ご意見は、こちら側に比べて、右岸側に比べて、左岸側が低いというようなご意見でした。一連区間で、上流から下流までずっと見ますと、この部分が切り欠きのように低くなっているのではなくて、むしろ道路整備にあわせて対岸側が局部的に高くなっているという地形になっておりまして、特に、上下流、またこの付近で見て、この場所が著しく危険になっているという状況ではないものと思っております。

議長

計画高水位と比べてどうなんでしょうか、その地点では。ああいうあたりを見ると……。

事務局

ここは計画降水位を計画に定めていなくて……。

議長

いない。

事務局

はい。ただ、想定としては、ここまで護岸がございまして、この高さぐらいの水位に耐えられる治水をしようということで、この区域については実施されてまいりました。

議長

わかりました。いかがでしょうか。住民の、地域の方々から寄せられたご意見とそれに対する県の考え方だと。どうぞ。

特別委員

実は、この間、加茂の区長ともいろいろ話はしたんですけども、話は非常に結構やと思うんです。なるほど、やっていただいたら結構なんですけども、川の浚渫並びにそうやると、一番困るのがやっぱり下流、大東小学校からの堤防ですね。それが一番ネックになっているんで、それでなくても加茂、市坪、あの辺は今、川の拡幅をいろいろしたおかげで水の流れが速くなったと。今回、この意見どおりやると、やっていいんですけども、やっ

た場合に果たして水の足がどうなるかと。それでなくても、今でも（下流の）方の住民が心配しているわけです。

この前、県のほうから地元へ説明に来ていただいたときに、地元からそういう意見も出たと思うんですけども、これは加茂地区の話であって、我々は一番ネックになっているのは大東小学校から用水までと、そして、一番危険があるのは下津女子高の裏、ほそべ医院から岩崎橋までの左岸の堤防と、これが地元が一番心配しているわけであって、いかに水足が速くなるかということ。今、まだちょっと水の足がとまっている、実は。工事をやっていただいたら、それでええけども、水の足が速くなるなど。今日来ていただいている先生に（前回）いろいろ見てもらったときに、（心配している堤防を）主に2カ所を指摘したところ、早速、県のほうが工事やっていただいたんですけども、そのときに2カ所指摘して、1カ所完成したんですけども、その1カ所の堤防の質はどうかと。

あの大東小学校下流の堤防の高さは、5mちょっとあるんです。4mまでが粘土系の土です。ところが、今工事やっているところは、そこから4m50cmから下は土砂、砂まじりであって、掘った場合、砂の部分を1m掘らないと。ところが、今、2mからばさっと崩れて来て、現状は3mほど後ろへクラックが来たと、そういう状態であるので、いかにあの堤防が昔のセメントであったかということです。それで、実は、僕も重く見て立ち会っていたんですけども、どういう工法をやっているかということ、土砂が来るんで、下手が危険やということで、土のうを積んで、そして、積みながら工事していると。4m50ぐらいありますから、いつ上からクラックが来るかと、そういうふうな堤防であるんです。大東小学校下手の20mほどやっていただいているんですけども。

だから、専門の業者に聞いたんですけども、「区長、これ危ないぞ。これからこういう行為するのに、土のうでいったら危険やろ。後ろ、矢板打ってしないといかん。とっともおそろしい」と言うて。きょうは県の、海南工事事務所の人も見えてくれているので、現場をわかっておるんですが、一遍、その説明をちょっとお願いできますか。

議長

場所とか、その辺ちょっとお聞きしながら、お願いしたいと思います。

事務局

この一番上流、ここに大東小学校があって、ここからこの区間が堤防で……。

議長

その左岸側。

事務局

左岸側です。真ん中のほうが随分引き堤にするので、いいんですけど、この場所は、今の堤防をそのまま掘り下げのような形で、この資料－４の14ページ、A3判の一番上流部というところの一番下側です。上流部というここの補修工事をやっていたところ、ある程度掘削したら、底の1mぐらいのところは砂地で、掘ったときに、この道の半分ぐらい崩してしまいました。1mぐらい崩してしまって、この中で工事するの、この絵をかかせてもらっているんですけど、やっぱり兩岸とも矢板とかを打ちながらやらないと。水替の関係で、どちらにしても矢板を打っていくほうが経済的にはなるんですけども、こういうやり方で進めさせてもらうような形で、あとは土質的なものを調べながら。

議長

この14ページの一番下の図では、矢板は入るようになる。

事務局

入っています。

議長

これ、矢板ですね。

事務局

(今回は)補修の工事だったので。

特別委員

この前、先生方が来ていただいたときに、僕が2カ所ほど指摘して、具体的にこことこことと言うて、堰の下手です。大東小学校の真後ろなんですけど、20mほど現にやっているんですけども、そういう状態。こういう形でやったら、進める。

議長

実際、そういう工事を始めたら、今、整備計画ということで計画として考えておりますけれども、実際、そういうものを実施に移していったら、そういう土の中のことですから、いろんな我々わからないことも出てくるだろうと思いますけども、それはやはり地元という、地元にもいろいろご説明されて……。

特別委員

一番心配するのは、先ほど言ったけれどもやはり加茂川は、ほそべ医院から岩崎橋までと、大東小学校から下流の堤防、あれが決壊した場合にどうなるかということ、大変なことになると思う。だから、先ほど、加茂、青枝、小南、こう出ていますけども、こんなこ

と言うたら、なんやけども、そういう堤防が決壊することはないわけで。というのは、奥は（上流からの延長が）浅い。ところが、僕が今主張しているところは大体10kmぐらいあると思う。その水が一気に来ると、大変なことになると思う。それでなくても、ぴりぴりしているのに、これをやられたら——やってもらったらええんやけど、それをやる前に、まず危険があるんだから、そこに。そして、先ほど言うたように堤防そのものの質はそういう状態があるんで、まずそこあたりを一遍検討していただきたいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

議長

ほか、いかがでしょうか。

それでは、特に、今の南口委員以外、ご意見ないようですので、若干また軽微な——軽微というんですか、そういう細かい修正が出るかもしれませんが、それは事務局と私のほうの間で調整するというので、そういうことでこの原案を承認したいと思います、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特別委員

ちょっと意見。

議長

はい。

特別委員

これは施工に当たって、次からまたあると思うんですけども、特にそういう状態にあるんで、土砂が崩れて埋め立てになったとか、そういうことにならないように、工事やっていただいて、よその県では、そういうこともよく新聞に載っているんで、特に気をつけていただくをお願いします。

議長

それじゃ、よろしく、そういうことでお願いします。

本来であれば、再度、委員会を開催してということになりますが、それほど大きい修正はないと思いますので、先ほど申しましたように、事務局と私のほうで預らせていただきたいということにしたいと思います。

それでは、以上をもちまして加茂川河川整備計画に関する審議を終了したいと思います。ありがとうございます。